

ID: 1978

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども家庭・保健センター

処分の概要	妊婦給付認定		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第10条の9第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【根拠条文】 (市町村の認定等) 第10条の9 妊婦のための支援給付を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、妊婦のための支援給付を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定(以下「妊婦給付認定」という。)は、当該妊婦給付認定を受けようとする者の住所地の市町村が行うものとする。 【基準】 根拠条文及び第10条の8の規定による。 (支給要件) 第10条の8 妊婦のための支援給付は、妊婦であって、日本国内に住所を有するものに対して行う。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年4月1日	最終変更年月日	年 月 日